

第 16 回教育委員会

令和 4 年 9 月 27 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第85号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園における技能労務職員

2 改正理由

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に伴い、各学校園において、教職員及びその家族が感染したことによる外出自粛要請などの影響によって、夏季休暇が取得しづらい状況を踏まえ、夏季休暇の取得期間の延長を行うことで、夏季休暇の完全取得の促進を図り、職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を確保するため、改正を行う。

3 改正内容

令和4年に限り、夏季休暇（本規則第12条第1項第12号）の取得期間を7月1日から10月31日までの間とする。

4 施行期日

公布の日

なお、施行日前に使用された夏季休暇は、改正後の本規則の規定による夏季休暇として使用されたものとみなす。

議案第85号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
附 則 1～4 [略] <u>5 令和4年における大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第12号の規定の適用については、同号中「9月30日まで」とあるのは「10月31日まで」とする。</u>	附 則 1～4 [同左] [新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に使用された大阪市立学校職員就業規則第12条第1項第12号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の大阪市立学校職員就業規則附則第5項の規定により読み替えられた第12条第1項第12号の規定による特別休暇として使用されたものとみなす。